

漁網の広域処理に関する合意書

箱根町（以下「町」という。）と神奈川県（以下「県」という。）は、東日本大震災で発生した災害廃棄物である漁網（以下「漁網」という。）の広域処理について、次のとおり合意する。

（総則）

- 1 町と県は、漁網の円滑な受入れのため、相互に協力するものとする。
- 2 県は、岩手県九戸郡洋野町（以下「洋野町」という。）において保管している漁網の処理を受託し、その処理を町に再委託するものとする。
- 3 県は、洋野町及び岩手県並びに国との必要な調整を行うとともに、漁網の安全性の確認について、責任をもって行うものとする。
- 4 県は、町が漁網を円滑に処理することができるよう、技術的支援その他必要な協力を行うものとする。
- 5 町は、箱根町第2一般廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）において、漁網の処理を適切に行うものとする。

（受入数量）

- 6 町が処理する漁網の数量は、100トン以内とする。

（受入条件）

- 7 漁網の放射能濃度は1キログラム当たり100ベクレル以下とするほか、漁網の受入条件は、別に定める基準に適合することとする。

（安全確認における役割分担）

- 8 漁網の安全性の確認における役割分担は、次のとおりとする。
 - (1) 県は、洋野町での漁網の放射能濃度及び有害物質等の測定並びに空間線量率の測定を行う。
 - (2) 町は、搬入された漁網の周辺の空間線量率の測定並びに最終処分場から排出される放流水の放射能濃度の測定及び最終処分場内の空間線量率の測定を行う。

（被害等が生じた場合の対応）

- 9 漁網の受入れを原因として被害等不測の事態が生じた場合は、町は、事実確認の上、国及び県に対し、対応を求めるものとする。
- 10 県は、前項の求めがあった場合には、責任をもって事実関係を調査し、漁網の撤去を含め、必要な措置を講じるとともに、国に対し、必要な措置を求めるものとする。

（受入期限）

- 11 漁網の受入れは、町と県が相互に協力の上、遅くとも平成25年12月末までに完了するものとする。

（受入手続等）

- 12 漁網の処理に必要な手続、別に締結する委託契約の内容その他の事項については、町と県で協議し、岩手県及び洋野町と調整を図った上で定めるものとする。
- 13 町が行う漁網の処理に必要な経費は、洋野町と県が締結する委託契約に基づき県に支払われる委託料をもって充てる。

（協議）

- 14 この合意書に定めのない事項又はこの合意書の各条項に関し疑義が生じたときは、町と県は誠実に協議するものとする。

（実施細目）

- 15 この合意書の実施に関し必要な細目は、別に定める。

この合意書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年7月31日

足柄下郡箱根町湯本 256

箱根町長 山口 昇 士

横浜市中区日本大通 1

神奈川県知事 黒 岩 祐 治